

令和6年2月26日開会

令和6年3月

市議会定例會議案書

寝屋川市

目 次

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|--------|--|----|
| 議案第2号 | 令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第11号） | 別冊 |
| 議案第3号 | 令和5年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 別冊 |
| 議案第4号 | 令和5年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第2号） | 別冊 |
| 議案第5号 | 工事請負契約の変更（都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事（2期）） | 1 |
| 議案第6号 | 工事請負契約の変更（第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事） | 2 |
| 議案第7号 | 製造請負契約の締結 | 3 |
| 議案第8号 | 製造請負契約の変更 | 4 |
| 議案第9号 | 財産の取得 | 5 |
| 議案第10号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正 | 6 |
| 議案第11号 | 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 | 8 |
| 議案第12号 | 寝屋川市手数料条例の一部改正 | 10 |
| 議案第13号 | 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び寝屋川市手数料条例の一部改正 | 16 |

| 番号 | 案件 | 頁 |
|--------|--|----|
| 議案第14号 | 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正 | 18 |
| 議案第15号 | 寝屋川市介護保険条例の一部改正 | 24 |
| 議案第16号 | 寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正 | 28 |
| 議案第17号 | 寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の制定 | 30 |
| 議案第18号 | 寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 | 33 |
| 議案第19号 | 寝屋川市水道事業給水条例の一部改正 | 35 |
| 議案第20号 | 寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定 | 37 |
| 議案第21号 | 令和6年度寝屋川市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第22号 | 令和6年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第23号 | 令和6年度寝屋川市介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第24号 | 令和6年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第25号 | 令和6年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第26号 | 令和6年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第27号 | 令和6年度寝屋川市水道事業会計予算 | 別冊 |

| 番号 | 案件 | 頁 |
|--------|-----------------------------|----|
| 議案第28号 | 令和6年度寝屋川市下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第29号 | 包括外部監査契約の締結 | 43 |
| 議案第30号 | 交野市と寝屋川市とのし尿及び浄化槽汚泥の処分の事務委託 | 44 |
| 議案第31号 | 市道の廃止 | 47 |
| 議案第32号 | 市道の認定 | 48 |
| 議案第33号 | 教育委員会委員の任命 | 50 |

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 4 年 12 月市議会定例会（議案第 88 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外 1 橋 橋梁工事（2 期）

2 契約金額

変更前 金 1,090,089,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 99,099,000 円)

変更後 金 1,176,995,600 円
(内消費税及び地方消費税の額 106,999,600 円)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 5 年 9 月市議会定例会（議案第 89 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名 第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事

2 契約金額

変更前 金157,230,700円

（内消費税及び地方消費税の額 14,293,700円）

変更後 金153,800,900円

（内消費税及び地方消費税の額 13,981,900円）

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 寝屋川市学校給食センターにおける学校給食の調理並びに寝屋川市立中学校（第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校）及び寝屋川市立小学校（楠根小学校、望が丘小学校）への学校給食の提供 |
| 2 契約方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 金702,935,200円 (内消費税及び地方消費税の額 63,903,200円) |
| 4 契約期間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和10年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 東京都台東区東上野一丁目14番4号 株式会社東洋食品 代表取締役 萩久保 英男 |

製 造 請 負 契 約 の 変 更

令和 5 年 1 月市議会臨時会（議案第 3 号）において議決を得た製造請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 業務名 中学校給食に係る副食調理等業務（第一中学校外 6 校）

2 契約の目的

変更前 寝屋川市立中学校（第一中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校）における学校給食の副食の調理等

変更後 寝屋川市立中学校（第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校）における学校給食の副食の調理等

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 取得する財産 コミュニティバス車両
- 2 財産の概要 普通乗用車（10人乗り）7台
- 3 取得目的 地域住民の交通手段の確保を図り、その生活の利便性の向上に資することを目的として、コミュニティバスを設けるため
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得価格 金 25,830,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,348,181 円)
- 6 支払方法 納入後一括払
- 7 取得の相手方 寝屋川市仁和寺本町四丁目20番49号
トヨタカローラ大阪株式会社 寝屋川店
店長 岡田勇人

議案第 10 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長 寝屋川市地域公共交通協議会の項を削り、同表市長の項に次のように
加える。

| | |
|----------------------|--|
| 寝屋川市ユニーク経営 賞選考委員会 | ユニーク経営賞（働き方改革の推進等に関するユ ニークな取組を行っている事業者を表彰する賞 をいう。）に係る選考についての審議に関する事 務 |
|----------------------|--|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝
屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事
務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当
該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 5 項中「又は前項」
を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行す
る。

議案第 12 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務に係る手数料の徴収）

第 7 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる盛土又は切土をする土地（以下この条において「盛土等の土地」という。）の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額

| 盛土等の土地の面積 | 金額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 500 平方メートル以内のもの | 14,300 円 |
| 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの | 25,900 円 |
| 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの | 37,300 円 |
| 2,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの | 57,300 円 |
| 3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの | 71,600 円 |
| 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの | 96,300 円 |
| 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの | 150,600 円 |
| 20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内 | 235,200 円 |

| | |
|----------------------|-----------|
| のもの | |
| 40,000 平方メートルを超えるもの | 377,200 円 |
| 70,000 平方メートルを超えるもの | 541,500 円 |
| 100,000 平方メートルを超えるもの | 723,600 円 |

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる土石の堆積を行う土地（以下この条において「土石の堆積の土地」という。）の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額

| 土石の堆積の土地の面積 | 金額 |
|--------------------------------------|----------|
| 500 平方メートル以内のもの | 12,100 円 |
| 500 平方メートルを超える、1,000 平方メートル以内のもの | 15,100 円 |
| 1,000 平方メートルを超える、2,000 平方メートル以内のもの | 17,800 円 |
| 2,000 平方メートルを超える、3,000 平方メートル以内のもの | 22,000 円 |
| 3,000 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以内のもの | 30,800 円 |
| 5,000 平方メートルを超える、10,000 平方メートル以内のもの | 34,800 円 |
| 10,000 平方メートルを超える、20,000 平方メートル以内のもの | 41,700 円 |
| 20,000 平方メートルを超える、40,000 平方メートル以内のもの | 56,700 円 |
| 40,000 平方メートルを超える、70,000 平方メートル以内のもの | 77,400 円 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの | 115,400 円 |
| 100,000 平方メートルを超えるもの | 144,200 円 |

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 723,600 円を超えるときは、その手数料の額は、723,600 円とする。

ア 盛土等の土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土等の土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が縮小する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積）に応じ第 1 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。）

イ 新たに盛土等をする土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに加える盛土等をする土地の面積に応じ第 1 号に規定する額

ウ ア及びイに掲げるもの以外の変更については、13,500 円

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 144,200 円を超えるときは、その手数料の額は、144,200 円とする。

ア 土石の堆積の土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積の土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地

の面積、当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積から当該減少に係る土石の堆積の土地の面積を減じた面積)に応じ第2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

イ 新たに土石の堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに加える土石の堆積の土地の面積に応じ第2号に規定する額

ウ ア及びイに掲げるもの以外の変更については、13,500円

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査(同法第15条第1項の規定により、同法第12条第1項の許可があったものとみなされたものを除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる盛土等の土地の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額

| 盛土等の土地の面積 | 金額 |
|------------------------------------|---------|
| 500平方メートル以内のもの | 3,900円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 4,300円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 4,800円 |
| 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの | 5,500円 |
| 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | 6,100円 |
| 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 7,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの | 9,200円 |
| 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの | 12,600円 |
| 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの | 18,100円 |
| 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの | 24,600円 |
| 100,000平方メートルを超えるもの | 31,800円 |

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく書面の交付事務 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第16条第1項の規定

による許可があつたことを証する書面の交付 650 円

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定

による許可が不要であることを証する書面の交付 5,500 円

第 12 条の 3 の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条各号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 3 号、第 11 号及び第 12 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第 13 号の表備考第 4 項第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに旧法第 8 条第 1 項本文及び旧法第 12 条第 1 項の規定による許可があつたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

**寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指
定並びに指定居宅サービス等の事業等の
人員、設備及び運営等に関する基準を定
める条例及び寝屋川市手数料条例の一部
改正**

寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び
寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

(寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年寝屋川市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)」及び「、指定介護療養型医療施設」を削る。

第2条第1項中「及び旧法」を削る。

第5条中「第53条の2第2項」を「第53条の3第2項」に、「第104条の3第2項」を「第104条の4第2項」に、「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める。

第20条及び第21条を削り、第22条を第20条とし、第23条から第26条までを2条ずつ繰り上げる。

第27条中「第25条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第25条とし、第28条から第34条までを2条ずつ繰り上げる。

(寝屋川市手数料条例の一部改正)

第2条 寝屋川市手数料条例(平成12年寝屋川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第23号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、基礎賦課額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 15 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（工において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るもの除去。）」を削り、同号エ中「（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた）」を削り、同号エ中「（）」を削り、（）を（）とし、（）を（）とし、（）を（）とする。

第 16 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条第 2 項中

「100 円」を「1 円」に改める。

第 17 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 19 条の見出し及び同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 3 号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削る。

第 19 条の 2 から第 19 条の 4 の 2 までを次のように改める。

第 19 条の 2 から第 19 条の 4 の 2 まで 削除

第 19 条の 5 中「又は第 19 条の 2 第 1 項」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第 16 条第 1 項の基礎賦課額と第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。)」を削り、「650,000 円」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における当該基礎賦課額の限度額（以下「基礎賦課限度額」という。）」に改める。

第 19 条の 5 の 2 の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 19 条の 5 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条第 2 項中「100 円」を「1 円」に改める。

第 19 条の 5 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 19 条の 5 の 5 の見出し及び同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削る。

第 19 条の 5 の 6 から第 19 条の 5 の 9 までを次のように改める。

第 19 条の 5 の 6 から第 19 条の 5 の 9 まで 削除

第 19 条の 5 の 10 中「又は第 19 条の 5 の 6」及び「(一般被保険者と退職被保

険者等が同一の世帯に属する場合には、第 19 条の 5 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 19 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。)」を削り、「200,000 円」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）」に改める。

第 19 条の 6 第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 19 条の 7 第 2 項中「100 円」を「1 円」に改める。

第 19 条の 9 第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削る。

第 19 条の 10 中「170,000 円」を「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における当該介護納付金賦課額の限度額（以下「介護納付金賦課限度額」という。）」に改める。

第 22 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を削り、「、第 19 条の 2、第 19 条の 5 の 3 若しくは第 19 条の 5 の 6」を「若しくは第 19 条の 5 の 3」に改め、「除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第 19 条の 4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第 2 項中「、第 19 条の 2 第 1 項、第 19 条の 5 の 3 第 1 項若しくは第 19 条の 5 の 6」を「若しくは第 19 条の 5 の 3 第 1 項」に改め、「若しくは第 19 条の 4」を削る。

第 22 条の 2 第 1 項中「又は第 19 条の 2 第 1 項」を削り、「650,000 円を超える場合には、650,000 円」を「基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」に改め、同項第 2 号中「290,000 円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」を「545,000 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 19 条の 2 第 1 項」及び「又は第 19 条の 5 の 6」を削り、「650,000 円を超える場合には、650,000 円」を「基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」に、「200,000 円を超える場合には、200,000 円」を「後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等賦課限度額」に改め、同条第 4 項中「又は第 19 条の 2 第 1 項」を削り、「650,000 円を超える場合には、650,000 円」を「基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」に、「170,000 円を超える場合には、170,000 円」を「介護納

付金賦課限度額を超える場合には、介護納付金賦課限度額」に改める。

第23条第1項中「又は第19条の4」を削り、同条第3項中「又は第19条の4」、「又は第19条の5の8」及び「、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第19条の4」を削り、同条第6項中「又は第19条の4」、「又は第19条の5の8」及び「、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と」を削る。

第24条第1項中「又は第19条の2」を削り、「650,000円を超える場合には、650,000円」を「基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」に改め、同条第3項中「又は第19条の2」及び「又は第19条の5の6」を削り、「650,000円」を「基礎賦課限度額」に、「200,000円」を「後期高齢者支援金等賦課限度額」に改め、同条第4項中「又は第19条の2」を削り、「650,000円」を「基礎賦課限度額」に、「170,000円」を「介護納付金賦課限度額」に改め、同条第5項中「又は第19条の2」を削り、「650,000円を超える場合には、650,000円」を「基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」に改め、同条第7項中「又は第19条の2」及び「又は第19条の5の6」を削り、「650,000円」を「基礎賦課限度額」に、「200,000円」を「後期高齢者支援金等賦課限度額」に改め、同条第8項中「又は第19条の2」を削り、「650,000円」を「基礎賦課限度額」に、「170,000円」を「介護納付金賦課限度額」に改める。

第30条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害を受け、居住する住宅について著しい損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の不振又は休廃止、失業等により、所得が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

第30条第1項第5号を削り、同条第2項中「納期限前7日までに」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定による同項の申請書の提出は、納期限までにしなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 15 号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「38,340 円」を「36,520 円」に改め、同項第 2 号中「49,840 円」を「54,990 円」に改め、同項第 3 号中「57,510 円」を「55,400 円」に改め、同項第 4 号中「69,010 円」を「72,250 円」に改め、同項第 5 号中「76,680 円」を「80,280 円」に改め、同項第 6 号中「92,010 円」を「96,330 円」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 7 号中「99,680 円」を「104,360 円」に改め、同号ア中「2,000,000 円未満」を「2,100,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 8 号中「113,100 円」を「120,420 円」に改め、同号ア中「2,000,000 円以上 2,100,000 円未満」を「2,100,000 円以上 3,200,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 9 号中「115,020 円」を「136,470 円」に改め、同号ア中「2,100,000 円以上 3,000,000 円未満」を「3,200,000 円以上 4,200,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 10 号中「128,430 円」を「152,530 円」に改め、同号ア中「3,000,000 円以上 3,200,000 円未満」を「4,200,000 円以上 5,200,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 11 号中「130,350 円」を「160,560 円」に改め、同号ア中「3,200,000 円以上 4,000,000 円未満」を「5,200,000 円以上 5,700,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 12 号中「141,850 円」を「168,580 円」に改め、同号ア中「4,000,000 円以上 5,000,000 円未満」を「5,700,000 円以上 6,200,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 13 号中「153,360 円」を「180,630 円」に改め、同号ア中「5,000,000 円以上 6,000,000 円未満」を「6,200,000 円以上 7,200,000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 17 号イ」を「、第 17 号イ又は第 18 号イ」に改め、同項第 14 号中「164,860 円」を

「192,670円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上7,000,000円未満」を「7,200,000円以上8,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第15号中「176,360円」を「204,710円」に改め、同号ア中「7,000,000円以上8,000,000円未満」を「8,200,000円以上9,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第16号中「187,860円」を「216,750円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上9,000,000円未満」を「9,200,000円以上10,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第18号イ」に改め、同項第17号中「199,360円」を「228,790円」に改め、同号ア中「9,000,000円以上10,000,000円未満」を「10,200,000円以上12,200,000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ」を加え、同項第18号中「210,870円」を「280,980円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 248,860円

ア 合計所得金額が12,200,000円以上15,200,000円未満である者であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条に次の3項を加える。

11 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,870円とする。

12 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,930円とする。

13 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,990円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表中 32 の項を 33 の項とし、31 の項を 32 の項とし、30 の項の後に次のように加える。

| | | |
|----|---|----------|
| 31 | 令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく認定の申請に対する審査 | 27,000 円 |
|----|---|----------|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の制定

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例

(目的等)

第1条 寝屋川市は、地域住民の交通手段の確保を図り、その生活の利便性の向上に資するため、コミュニティバスを設け、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2第1項第5号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送を行う。

2 前項のコミュニティバスの名称は、ねやBUSとする。

(路線等)

第2条 コミュニティバスの路線は、黒原線、木田・河北線及び木屋線とする。

2 コミュニティバスの運行系統、運行回数、運行時刻その他のコミュニティバスの運行に関し基本となる事項は、市長が告示により定める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティバスを運休し、又は前項の事項を変更することができる。

- (1) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるときのほか、コミュニティバスの運行の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき。

(禁止行為等)

第3条 コミュニティバスを利用する者（以下「利用者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条各号に掲げる物品をコミュニティバス内に持ち込んではならない。

2 利用者は、コミュニティバスの事故の場合その他やむを得ない場合のほか、コミュニティバス内において、旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為に該当する行為をしてはならない。

3 利用者は、コミュニティバスの運転者がコミュニティバスの運行の安全又はコミュニティバス内の秩序の維持を図るためにする指示に従わなければならぬ。

(使用料)

第4条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する

ことができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 使用料の納付については、寝屋川市が発行するコミュニティバスの利用券の提出をもって、使用料の一部に充てることができるものとする。

(汚損等の場合における原状回復及び損害賠償)

第5条 利用者その他の者は、コミュニティバス若しくはその停留所又はこれらの設備（物品を含む。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 金額 |
|-------|---------------|
| 大人 | 1人1乗車につき、230円 |
| 小児・幼児 | 1人1乗車につき、120円 |

備考

1 この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「大人」とは、12歳以上の者（小児を除く。）をいう。

(2) 「小児」とは、小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(3) 「幼児」とは、1歳から小学校就学の始期に達するまでの間にある者をいう。

2 1歳に満たない者については、無料とする。

3 保護者（当該幼児の父母その他の保護者をいう。）の同伴する幼児については、1乗車につき2人までは無料とする。

議案第 18 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年寝屋川市
条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

寝屋川市水道事業給水条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第 23 条の規定に基づく職務 権限の特例に関する条例の制定

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関する除く。）。
- (2) 文化に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 本則各号に掲げる事務に関し、この条例の施行の際現に効力を有する法令等（法令又は条例若しくは教育委員会規則をいう。以下この項において同じ。）の規定により教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定により教育長に委任された事務に係るものにあっては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為又は現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（寝屋川市事務分掌条例の一部改正）

3 寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市民活動部の項に次の 2 号を加える。

- (3) スポーツに関すること。
- (4) 文化に関すること。

（寝屋川市職員定数条例の一部改正）

4 寝屋川市職員定数条例（昭和 40 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように

改正する。

第2条第1号中「990人」を「1,000人」に、同条第4号中「165人」を「155人」に改める。

(寝屋川市野外活動センター条例の一部改正)

5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号及び第19条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第19条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正)

6 寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(寝屋川市立市民体育館条例の一部改正)

7 寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号及び第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市文化振興条例の一部改正)

8 寝屋川市文化振興条例（平成21年寝屋川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正)

9 寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第6条第5項、第14条第1項第2号及び第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

（寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の一部改正）

10 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（平成24年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「教育委員会」を「寝屋川市」に改め、同条第4号中「を振興し、社会教育の推進に必要な」を「の振興に資する」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「利用者」を「市駅前図書館（ギャラリーを除く。以下この項、第14条第1項及び第15条において同じ。）の利用者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができる。

(1) 他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。

第7条、第8条及び第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「教育委員会に」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条及び第14条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条を次のように改める。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、市駅前図書館の管理に関し必要な事項は教育委員会規則で、ギャラリーの管理に関し必要な事項は規則で、それぞれ定める。

(寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例の一部改正)

11 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例（昭和 56 年寝屋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市文化財保護条例の一部改正)

12 寝屋川市文化財保護条例（平成 8 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条及び第 7 条第 1 項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に、「教委規則」を「規則」に改める。

第 5 条中「寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 7 条第 1 項中「寝屋川市教育委員会規則（以下「教委規則」という。）」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

13 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

| 執行機関 | 附属機関 | 担 任 事 務 |
|------|--------------------------|--|
| 市 長 | 寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会 | 指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務 |
| | 寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会 | |
| | 寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会 | |
| | 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会 | |

| | |
|-------|-----------------------------|
| | 寝屋川市立地域交流センタ ー指定管理者選定委員会 |
| 教育委員会 | 寝屋川市立エスポアール指 定管理者選定委員会 |
| | 寝屋川市立学び館指定管理 者選定委員会 |

議案第 29 号

包括外部監査契約の締結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 契約期間の始期 令和6年4月1日

2 契約金額 8,195,000円を上限とする額

3 契約の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 岡本 真理子
資格 公認会計士

議案第 30 号

交野市と寝屋川市とのし尿及び浄化槽汚泥の処分の事務委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の処分の事務を、別紙の規約により交野市に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

別紙

交野市と寝屋川市とのし尿及び浄化槽汚泥の処分の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 寝屋川市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を交野市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、交野市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、寝屋川市の負担とし、交野市に交付する。

2 経費の額及び納付の時期は、交野市長及び寝屋川市長が協議して定める。この場合において、交野市長は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を寝屋川市長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 交野市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、交野市一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算に関する措置)

第5条 交野市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に、当該決算の委託事務に関する部分を寝屋川市長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度における経費に関し、当該年度に寝屋川市が交野市に納付した額に過不足があるときは、その翌年度に寝屋川市が交野市に納付する額において調整を行うものとする。

(連絡会議)

第7条 交野市長及び寝屋川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整

を図るため、必要な都度、連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 交野市長は、委託事務の管理及び執行について適用される交野市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ、寝屋川市長に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、交野市長及び寝屋川市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 寝屋川市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する交野市の条例等が寝屋川市に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、交野市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに、寝屋川市に還付しなければならない。

市道の廃止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

| 図面对照 番号 | 路線名 | 起終点先地番 | |
|------------|--------------|--------------------|--------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| B - 134 | 成田西5号線 | 成田西町 965番7先から | 成田西町 965番6先まで |
| D - 162 | 打上南町打上高塚町1号線 | 打上南町 939番先から | 打上高塚町 875番先まで |
| D - 326 | 寝屋一丁目8号線 | 寝屋一丁目 1122番5先から | 寝屋一丁目 1123番4先まで |

市道の認定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

| 図面対照番号 | 路線名 | 起終点先地番 | |
|---------|--------------|--------------------|--------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| A - 695 | 寿13号線 | 寿町 544番1先から | 寿町 544番11先まで |
| A - 696 | 池田二丁目9号線 | 池田二丁目 212番3先から | 池田二丁目 213番1先まで |
| A - 697 | 木屋元町17号線 | 木屋元町 315番7先から | 木屋元町 315番12先まで |
| B - 134 | 成田西5号線 | 成田西町 965番7先から | 成田西町 965番136先まで |
| C - 391 | 黒原旭7号線 | 高柳五丁目 官有地先から | 黒原旭町 402番1先まで |
| C - 392 | 黒原橋25号線 | 黒原橋町 469番1先から | 黒原橋町 469番8先まで |
| D - 162 | 打上南町打上高塚町1号線 | 打上南町 939番先から | 打上高塚町 719番24先まで |
| D - 326 | 寝屋一丁目8号線 | 寝屋一丁目 1122番5先から | 寝屋一丁目 1132番3先まで |

| 図面対照 番号 | 路線名 | 起終点先地番 | |
|------------|-----------|--------------------|--------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| D - 702 | 打上南町6号線 | 打上南町 873番先から | 打上南町 915番1先まで |
| D - 703 | 打上南町7号線 | 打上南町 844番9先から | 打上南町 844番6先まで |
| D - 704 | 明和一丁目12号線 | 明和一丁目 1167番4先から | 明和一丁目 1169番5先まで |
| D - 705 | 高宮二丁目16号線 | 高宮二丁目 263番5先から | 高宮二丁目 148番11先まで |
| D - 706 | 高宮二丁目17号線 | 高宮二丁目 116番13先から | 高宮二丁目 116番7先まで |
| D - 707 | 高宮二丁目18号線 | 高宮二丁目 158番8先から | 高宮二丁目 158番18先まで |
| D - 708 | 高宮二丁目19号線 | 高宮二丁目 158番3先から | 高宮二丁目 158番12先まで |
| D - 709 | 高宮二丁目20号線 | 高宮二丁目 148番11先から | 高宮二丁目 148番7先まで |
| D - 710 | 堀溝一丁目13号線 | 堀溝一丁目 389番11先から | 堀溝一丁目 386番18先まで |

議案第 33 号

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 山口美賀（やまぐちみか）

生年月日

理 由

前教育委員会委員 藤田映子が、令和 6 年 1 月 20 日任期満了のため、後任委員に任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履歴書

本籍所名
住氏名
生年月日

[REDACTED]
[REDACTED]
山口美賀(やまぐちみか)
[REDACTED]

学歴

平成15年3月 京都大学工学部物理工学科 卒業
平成17年3月 東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻修士課程 修了

職歴

平成17年4月 株式会社アルネアラボラトリ 入社
平成19年3月 同上 退社
平成20年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社
平成26年2月 同上 退社
平成26年2月 山口稔税理士事務所 入所
平成26年2月 山口公認会計士事務所 開所
平成26年4月 京都大学大学院工学研究科 非常勤講師
平成26年11月 一般社団法人パーラメンタリーディベート人財育成協会
理事 就任
平成28年6月 一般社団法人パーラメンタリーディベート人財育成協会
顧問 就任
現在に至る

公職歴等

自 平成31年2月 大阪市イノベーション創出支援補助金検討会委員
至 現 在

賞罰

なし

